事　務　連　絡
令和６年２月２６日

介護予防・生活支援サービス事業所　管理者　様
指定居宅介護・介護予防支援事業所　管理者　様

関市高齢福祉課長

関市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス、通所型サービスの算定方法の変更について

平素は当市の介護保険行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、みだしの件につきまして、ニーズに応じたサービスの提供、サービス利用に応じた負担等の観点から、下記のとおり介護予防・日常生活支援総合事業における算定方法を変更します。
なお、介護報酬改定後の単位、サービスコード等につきましては、３月に通知しますので、よろしくお願いいたします。

記

１、対象サービス
通所型サービス（独自）、訪問型サービス（独自）、訪問型サービスＡ

２、算定方法
「月額包括報酬（定額制）」から「１回あたりの単価（回数制）」に変更。

３、開始時期
令和６年４月サービス提供分より。

４、留意点
・1月のサービス利用回数が、回数制で算定できる数を超える場合は、月額包括報酬（定額制）での算定になります。
・日割り計算を行うのは、月の途中で事業所を変更し、かつ、当該月の利用回数が一定数を超えて月額包括報酬（定額制）になる場合となります。
・算定を行う場合は、基本的にサービス提供実績に基づいて算定してください。
・各加算は月単位での算定になります。

５、算定例

＊現在のサービス単位で計算した例であり、令和６年４月からの単位ではありませんのでご注意ください。

○通所型サービス（独自）＊現在のサービス単位

対象者	サービス利用回数	単位
・事業対象者 ・要支援１ ＊週１回程度	１月の中で４回まで	３８４単位／回 （回数制）
	１月の中で５回以上	１，６７２単位／月 月額包括報酬（定額制）
・事業対象者 （サービス担当者会議等で必要性があると判断した者） ・要支援２ ＊週２回程度	１月の中で８回まで	３９５単位／回 （回数制）
	１月の中で９回以上	３，４２８単位／月 月額包括報酬（定額制）

① 要支援１で月４回の利用をプランに位置づけた場合

回答３８４単位×４回　＊回数制で計算

② 要支援１で月５回の利用をプランに位置づけた場合

回答１，６７２単位　＊定額制で計算

③ 要支援２で週２回の利用をプランに位置づけていたが、入院等のため月４回の利用になった場合

回答３９５単位×４回　＊回数制で計算

④ 要支援１だったが状態悪化のため、要介護認定の変更申請を行い、月の途中で要支援２になった場合

回答変更日前のサービスは従前の１回あたり３８４単位（要支援１）、変更日以後は１回あたり３９５単位（要支援２）となります。なお、この場合、月額包括報酬（定額制）も変更します。（１，６７２単位⇒３，４２８単位）

○訪問型サービス（独自）＊現在のサービス単位

対象者	区分	サービス利用回数	単位
・事業対象者 ・要支援１・２	週１回程度	１月の中で４回まで	２６８単位／回 （回数制）
		１月の中で５回以上	１，１７６単位／月 月額包括報酬（定額制）
・事業対象者 ・要支援１・２	週２回程度	１月の中で８回まで	２７２単位／回 （回数制）
		１月の中で９回以上	２，３４９単位／月 月額包括報酬（定額制）
・事業対象者 （サービス担当者会議等で必要性があると判断した者） ・要支援２	週２回を超える程度	１月の中で１２回まで	２８７単位／回
		１月の中で１３回以上	３，７２７単位／月
・事業対象者 ・要支援１・２	２０分未満短時間	１月の中で２２回まで	１６７単位／回

① 状態像の改善または悪化のため、当初の支給区分において想定したサービス提供回数と提供実績が一時的に異なった場合

回答 訪問型サービスの場合、提供実績によって支給区分を変更せず、当初の介護予防計画及び個別サービス計画に位置づけたサービスでの請求になります。
なお、今後も継続する場合は、利用者の状態像や目標等に応じてプラン等を変更してください。

（例１）
要支援２の方が「週１回程度」のサービスを利用していたが、状態悪化のため１ヶ月に７回サービスを利用した場合
⇒要支援２「週１回程度」として、１，１７６単位
＊月額包括報酬（定額制）で計算

（例２）
要支援１の方が「週２回程度」のサービスを利用していたが、状態改善により１ヶ月に４回のサービスを利用した場合
⇒要支援１「週２回程度」として、２７２単位×４回
＊回数制で計算

関市健康福祉部　高齢福祉課	
担　当	桑原、佐々木、福田
ＴＥＬ	0575-23-7734（直通）
ＦＡＸ	0575-23-7748
E-Mail	korei@city.seki.lg.jp